

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月14日

県立長野図書館長 森 いづみ

1 入札に付する事項

(1) 工事名

県立長野図書館受変電設備改修工事

(2) 工事箇所名

長野市若里1-1-4 県立長野図書館

(3) 仕様等

設計書及び仕様書によります。

(4) 工事概要

受変電設備及び付随する機器等の更新 一式

上記既設設備の撤去 一式

(5) 工期

工事開始日（契約日の翌日）から 約240日間

(6) 支払条件

ア 前 金 払 原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払いをする。

イ 部 分 払 原則として、1件の請負代金額が50万円以上の工事等について、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定による回数の範囲内で部分払にする。

(7) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 令和 4・5・6 年度長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、電気工事について入札参加資格を付与されていること。
- (6) 資格総合点数が 819 点以上であること。
- (7) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (8) 滞納している長野県税等徴収金がないこと。
- (9) 長野県内に本店を有していること。
- (10) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒380-0928

長野市若里 1 - 1 - 4

県立長野図書館 総務企画課 総務係

電話 026 (228) 4500

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和 6 年 7 月 17 日(水) 午後 2 時
イ 場所 県立長野図書館 1 階 電算室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 6 年 7 月 5 日(金) 午後 2 時までには県立長野図書館総務企画課総務係に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 低入札価格調査制度の適用
低入札価格調査制度事務処理要領(平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 47 号)第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事として同要領を適用します。同要領第 3 により算定した低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、同要領による調査を

実施します。

(6) 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

ア 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して所長の確認を得たとき。

イ 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと所長が認めたとき。

前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください。

(7) 契約保証金

政令第 167 条の 16 並びに規則第 142 条及び同第 143 条に基づき策定された「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成 27 年 3 月 11 日付け 26 契検第 135 号）の規定により取り扱うものとします。

(8) 入札の無効

入札説明書 5 の各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。